

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県木曾郡上松町大字上松一九〇五の五、
一九〇九の一七
- 二 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の
防備
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県庁及び上松町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

○農林水産省告示第三百八十九号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十七年二月二十三日

農林水産大臣 西川 公也

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県北安曇郡松川村字茨沢三二五五から三二五七まで、字青崎三三〇八、三三〇九、三三一一の二、三三一二の二、三三二三、字コグル宮三五四一、字境ノ沢三六一四の二、三六一四の二、字一ツ石四四八六、字転石四四九一、字牛久保四九一六、四九一九、字日向山四九二一から四九二三まで、字足ノ沢四九二四のイ、四九二四のロ

- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県庁及び松川村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

○農林水産省告示第三百九十号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十七年二月二十三日

農林水産大臣 西川 公也

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県北安曇郡松川村字鶴沢三四六三の又、三四六三のル、字コグル宮三五三七のイ
- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
- 3 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県庁及び松川村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

○農林水産省告示第三百九十一号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十七年二月二十三日

農林水産大臣 西川 公也

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
青森県黒石市大字浅瀬石字浅瀬石山の一、一の五から一の四まで、一の五三三〇、一の六一一、一の六一七、一の六三九、一の七四〇から一の七四六まで、一の七五三、一の七五四、一の七六五、一の七六六、字浅瀬石山大川目通カクレ沢八の一、八の二、八の四、字龍ノ口二六三の五六六

- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

- 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
 - 3 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字浅瀬石山の一（次の図に示す部分に限る）、字浅瀬石山大川目通カクレ沢八の一、八の二、八の四、字龍ノ口二六三の五六六

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
- 3 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県庁及び黒石市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

○特許庁告示第五号
商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）第四条の八第三項の規定に基づき、特許庁長官が定める光ディスクへの記録方式を次のように定め、平成二十七年四月一日から施行する。
平成二十七年二月二十三日

特許庁長官 伊藤 仁

商標法施行規則の規定に基づく光ディスクへの記録方式

- 1 媒体 提出される光ディスクは、日本工業規格 X 6282 又は X 6249 に適合する直径 120mm のものでなければならない。
- 2 フォーマット形式及びサインズ
- (1) フォーマットに記録されるフォーマットは、MP3 (MP3G、audio layer—3) によるものでなければならない。

○国土交通省告示第二百四十六号
船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条の二の規定に基づき、船舶安全法の規定に基づき、事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。
平成二十七年二月二十三日

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
Thai Yamama Motor Co., Ltd.	64 Moo 1, Bangna-Trad Road, Km. 21, Tambol Srisa Jorake Yai, Amphur Bangsothong, Samutprakan 10540, Kingdom of Thailand	船外機（建統最大出力が 5.9 キロワット以下のもに限り。）	平成 27 年 3 月 1 日から平成 32 年 2 月 29 日まで
有 効 期 間	国土交通大臣 太田 昭宏		

(2) 光ディスクに記録されるフォーマットのサインズは、5 マキバイト以下とする。

3. フォーマット名等

- (1) 一つの光ディスクには 1 出願分の一つのフォーマットのみを、一つのフォーマットで記録しなければならない。
- (2) フォーマット名は、出願番号の数字、あるいは出願番号の通知がされていないときには出願人の氏名又は名称及び必要に応じてその出願の願書に記載した整理番号、国際商標登録願にあっては国際登録の番号の数字及びローマ字を用いて「○○○○○○○○○○○」の形式を用いて「2015123456、M P 3」、出願人の氏名又は名称を用いる場合は「商標太郎、M P 3」とする。

4. ラベル等 光ディスクのデータ記録面と反対側の面（いわゆる「ラベル面」）に「商標法第五条第 4 項の物件」との表題を記し、さらに下記の項目に関する事項を記載しなければならない。記載する際には、各項目名に続いて、各項目に関する事項を記載する。

- (1) 「事件の表示」（出願番号、あるいは出願番号の通知がされていないときには「平成〇年〇月〇日提出の商標登録願」及び整理番号、国際商標登録願にあっては「国際登録第〇〇〇〇〇〇号」又は「〇〇〇〇年〇〇月〇〇日」に事後指定が記録された国際登録第〇〇〇〇〇〇号）、さらに、手続補正書により光ディスクを提出する場合には、出願番号等に加え、「平成〇年〇月〇日付け補正書」のように記載し、手続を特定すること。）
- (2) 「出願人の氏名又は名称」

国土交通大臣 太田 昭宏

認定に係る物件の範囲 有 効 期 間
船外機（建統最大出力が 5.9 キロワット以下のもに限り。）
平成 27 年 3 月 1 日から平成 32 年 2 月 29 日まで
国土交通大臣 太田 昭宏